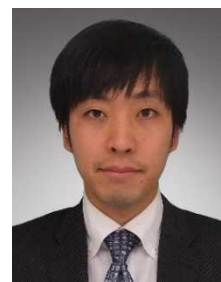


ミャンマーにおける知的財産法の制定について（前編）

秋山国際特許商標事務所

石川 勇介
（日本弁理士）



石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

ミャンマーは、比較的安価な労働力（1人当たり GDP 1,267US\$:2017年¹）、魅力的な労働市場（約3300万人:2018年²）、比較的高い経済成長率（実質 GDP 成長率 6.8%:2017年²）、親日的で勤勉な性格等から「アジア最後のフロンティア」と称されるものの、国際条約に基づく近代的な知的財産制度が存在していなかった。

しかしながら、ミャンマー政府は近年、海外からの投資を促進すべく法整備に向けた施策を推進しており、ミャンマー新投資法が2017年8月に施行、ミャンマー新会社法が2018年8月に施行開始している。そして、ミャンマー新知的財産法（商標法、意匠法、特許法、著作権法）³については2019年1月から5月にかけて法案が成立し、現在、法施行に向けた最終準備が鋭意進められている。

そこで、本稿（前編）では1) 新知的財産法の施行に向けた最新動向について説明する。別記事の（後編）では、2) 新知的財産法の概要・主な留意点、3) 登記法から新商標法への「商標移行措置」について解説する。

なお、本稿の内容は、新知的財産法の内容、および知財を所管するミャンマー教育省、ミャンマー法律事務所等から得られた情報に基づいて解説している点、本稿作成時点で施行規則・ガイドラインは未だ制定されていない点、ご留意いただきたい。

¹ IMF Country Report No.19/100 <<https://www.imf.org/en/Countries/ResRep/MMR>>

² Jetro (Myanmar) <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/44c6ff919fea7dc1.html>>

³ 日本特許庁「諸外国の法令・条約等」仮訳 <<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#malaysia>>

1) 新知的財産法の施行に向けた最新動向

ミャンマー政府は、現在、知的財産を所管しているミャンマー教育省・研究革新局・知的財産部を「知的財産局」に格上げするとともに、教育省から「商業省」へ移管することを予定している。知的財産局の設立時期について、2020年の年内中に知的財産局の設立（Grand Opening）を予定しているとされているが、ミャンマー政府から公式な日程は発表されていない。

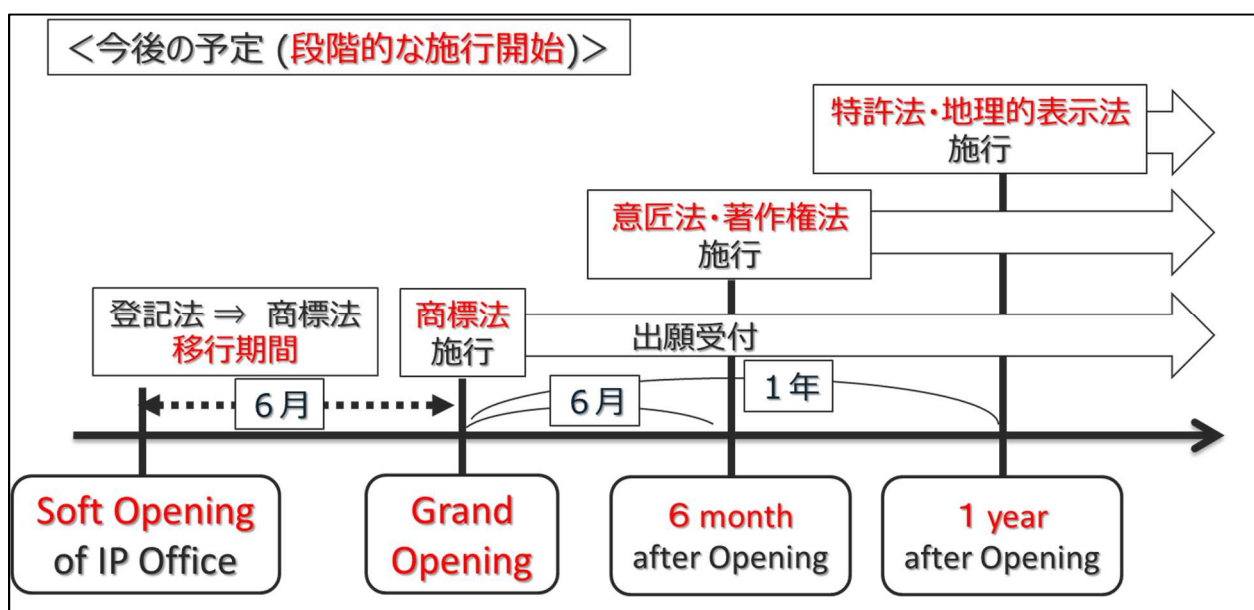


図 1：今後の法施行の予定

ミャンマー政府は、新知的財産法について段階的な施行開始を予定しており、商標法の施行を優先的に進めている。詳しく述べると、知的財産局の設立と同日に、「商標法」の施行（商標出願の受付開始）を予定しており、知的財産局の設立日から6か月後に「意匠法・著作権法」の施行、同設立日から1年後に「特許法・地理的表示法」の施行が予定されている（図1）。

また、現在、登記法の下で20万件程度の商標が登録されているところ、既に登記された商標については、移行期間（Soft Opening から Grand Opening までの6か月の期間）に「所定の条件」の下で商標を「再出願」することで、「知的財産局設立時の出願」とみなし、かつ、相対的拒絶理由の判断において「登記日」を優先日とする予定である（商標法93条、施行規則で制定）。

「Soft Opening」の時期について、ミャンマー政府から公式な日程は発表されていないが、ミャンマー教育省・知的財産部長との意見交換（2019年10月）によると2020年前半に知的財産局の「Soft Opening」、2020年後半に知的財産局の「Grand Opening」が行われるとのことである。

なお、図1に示していないが、商標出願の受付開始直後は世界各国から出願殺到が予想されることから、知的財産局の設立日から3か月までの期間を「特例期間」とし、特例期間になされた商標出願については、知的財産局設立日になされた出願とみなす予定である（これは、日本において小売等役務商標制度を導入した際に設けられた特例期間を想像すれば理解し易いであろう）。

そのほか、ミャンマー政府は、世界知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて、WIPOのIPASSシステムを導入予定であり、電子出願の受付、事務手続の自動化に向けた準備を進めている。参考までに、以下に示す図2、図3は、2019年12月開催のミャンマー代理人向け「電子出願に関するトレーニング」（ミャンマー教育省主催）において紹介された電子出願システムのウェブ画面である。

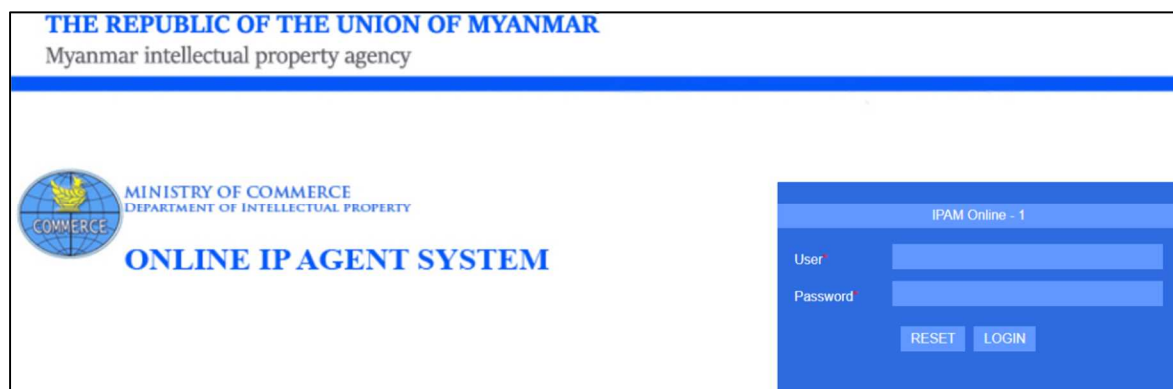


図2：電子出願のログ画面

The screenshot displays the 'Trademark Application' page from the Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce. The interface includes a navigation bar with 'WORKBENCH', 'SUBMISSION', 'MY PROFILE', and 'NOTIFICATIONS'. The main content area features a 'WIPOFile Nbr: Status: New' header and several input fields: 'Application Type' (set to 'Old Mark Registration w/o Fees'), 'Types of Mark' (set to '--Select--'), 'Mark Translation', 'Color Description', and 'Disclaimer'. Below these are two data tables: 'Applicant' and 'Representative Details', both with columns for 'Edit', 'Name', and 'Address', and both displaying 'No records to view'. The page is powered by WIPO.

図3：商標出願のインターフェース

上記トレーニングでは、商標法において指定商品・役務の多区分出願が認められること、商標出願にあたってミャンマー代理人に必要な委任状（Power of Attorney）⁴を宣誓書（Letter of Representation）⁵で代用できること等が示された。具体的な手続フォームは、追ってミャンマー政府のウェブサイトに公開される。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）

⁴ 出願人から代理人への委任権限の内容を列記した書類（証明書類）。

⁵ 出願書類の内容の確認にとどまる書類（証明書類）。